

# I 退職手当

## 1 概要

退職手当は、県費負担の常勤職員が、勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が6月以上で退職したとき、県から本人(死亡の場合は遺族)に支給されます。

国又は他の地方公共団体の職員から引き続き本県職員になった場合は、在職期間が通算されます。ただし、既に退職手当が支給された場合、東京都など相互通算規定が適用されない場合は通算されません。

退職後も引き続き公務員として再就職し、再就職先で勤続期間が通算される場合は在職期間が通算され、福島県からは支給されません。

暫定再任用職員又は定年前再任用短時間職員として勤続後に退職したときは、再任用期間の退職手当は支給されません。

懲戒免職等の処分を受けたときは、原則として退職手当が支給されません。

フルタイム会計年度任用職員のうち、継続して任用され、常勤職員と同等の勤務時間を勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、超えるに至った日以後も引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務したときに支給されます。パートタイム会計年度任用職員は対象外です。



退職手当の支給に該当すると思われるが、所属から受給の手続きについて連絡等がない場合は、所属の事務担当者を確認してください。

## 2 計算方法

$$\text{退職手当額} = \text{基本額(退職時の給料月額} \times \text{支給率)} + \text{退職手当の調整額}$$

### (1) 退職時の給料月額

退職時点で発令されている給料表上の給料月額で、教職調整手当及び給料の調整額を含みます。

なお、平成18年4月1日付けの給料の切り替えに伴う経過措置は考慮しません。

#### 勸奨退職者の退職時給料月額の特例

以下のア～ウを全て満たした職員が、公務運営上やむを得ない理由により規則に則り退職した場合、特例給料月額を退職時の給料月額とします。

ア 勤続期間が25年以上あること

イ 定年年齢から10年を減じた年齢以上であること

ウ 定年退職日から1年前までに退職すること

#### 特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢と退職日の年齢との差に相当する年数})\}$$

## (2) 支給率

支給率は、退職事由と勤続期間に応じた率です。【表1】退職手当支給区分・支給割合参照

### ア 勤続期間

勤続期間は、公務員として引続いた「在職期間」で計算します。在職期間は、公務員となった月から退職した月までの月数です。月途中の採用又は退職であっても、その月は1月とします。

また、在職期間に1年未満がある場合は切り捨てます。

ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とし、死亡、傷病退職の場合は、在職期間が1日以上あれば1年とします。

<p><b>《例1》 勤続期間の例</b></p> <p>S62. 5. 10 S63. 4. 1 R7. 3. 31</p> <p>←   37年11月   →</p> <p>講師 教諭 退職</p> <p><b>勤続期間 37年11月 → 37年とする。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤続期間 37年11月は、1年未満切り捨てにより37年とします。</li> <li>○ 1日でも勤務した日があれば1月とします。</li> <li>○ 常勤講師等から引き続いて教諭等に採用された場合も通算されます。</li> </ul>
---	---

### イ 除算期間

休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。

ただし、現実には職務に従事した日がある月は除算期間に含めません。

(ア) **3分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間に限る)
- b 育児短時間勤務

(イ) **2分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 地方公務員法第28条第2項の規定による休職期間(公務上の場合を除く)
- b 地方公務員法第29条の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
- c 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
- d 育児休業の期間(上記(ア) aを除いた期間)

(ウ) **全期間** を除算する場合

- a 職員団体の専従休職の期間
- b 自己啓発等休業の期間
- c 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

<p><b>《例2》 休職期間がある場合</b></p> <p>S62. 5. 10 H5. 7. 5 H7. 9. 4 R7. 3. 31</p> <p>休職期間</p> <p>2年2月</p>	<p>全在職期間：37年11月</p> <p>休職期間：2年2月 … 上記(イ) a</p> <p>勤続期間：36年</p> <p>37年11月 - (2年2月 × 1/2) = 36年10月</p>
--	--

(表1)退職手当支給区分・支給割合

(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

改正前：平成18年3月31日以前

改正後：平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合	
	改正前	改正後
1	0.502200	0.502200
2	1.004400	1.004400
3	1.506600	1.506600
4	2.008800	2.008800
5	2.511000	2.511000
6	3.766500	3.013200
7	4.394250	3.515400
8	5.022000	4.017600
9	5.649750	4.519800
10	6.277500	5.022000
11	7.432560	7.432560
12	8.169120	8.169120
13	8.905680	8.905680
14	9.642240	9.642240
15	10.378800	10.378800
16	11.115360	12.881430
17	11.851920	14.086710
18	12.588480	15.291990
19	13.325040	16.497270
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	40.803750	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	定年等	
	定年 勸奨 任期滿了 通勤傷病 公務外死亡	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	11.613375
12	10.211400	12.764250
13	11.132100	13.915125
14	12.052800	15.066000
15	12.973500	16.216875
16	13.894200	17.367750
17	14.814900	18.518625
18	15.735600	19.669500
19	16.656300	20.820375
20	17.577000	22.071250
21	18.497700	23.222125
22	19.418400	24.373000
23	20.339100	25.523875
24	21.259800	26.674750
25	22.180500	27.825625
26	23.101200	28.976500
27	24.021900	30.127375
28	24.942600	31.278250
29	25.863300	32.429125
30	26.784000	33.580000
31	27.704700	34.730875
32	28.625400	35.881750
33	29.546100	37.032625
34	30.466800	38.183500
35	31.387500	39.334375
36	32.308200	40.485250
37	33.228900	41.636125
38	34.149600	42.787000
39	35.070300	43.937875
40	35.991000	45.088750
41	36.911700	46.239625
42	37.832400	47.390500
43	38.753100	48.541375
44	39.673800	49.692250
45	40.594500	50.843125

勤続期間	公務外傷病	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	9.290700
12	10.211400	10.211400
13	11.132100	11.132100
14	12.052800	12.052800
15	12.973500	12.973500
16	13.894200	14.312700
17	14.814900	15.651900
18	15.735600	16.991100
19	16.656300	18.330300
20	17.577000	19.669500
21	18.497700	21.008700
22	19.418400	22.347900
23	20.339100	23.687100
24	21.259800	25.026300
25	22.180500	26.365500
26	23.101200	27.704700
27	24.021900	29.043900
28	24.942600	30.383100
29	25.863300	31.722300
30	26.784000	33.061500
31	27.704700	34.400700
32	28.625400	35.739900
33	29.546100	37.079100
34	30.466800	38.418300
35	31.387500	39.757500
36	32.308200	41.096700
37	33.228900	42.435900
38	34.149600	43.775100
39	35.070300	45.114300
40	35.991000	46.453500
41	36.911700	47.792700
42	37.832400	49.131900
43	38.753100	50.471100
44	39.673800	51.810300
45	40.594500	53.149500

### (3) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、次のア、イの場合を除き、在職期間の各月ごとに、職員の適用区分に応じた調整額(月額)のうち、その額が多いものから60月分を合計した額で、「基本額」に加算します。

ただし、会計年度任用職員は対象外です。

ア 勤続4年以下の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者

下記により計算した額の2分の1に相当する額

イ 勤続9年以下の自己都合退職者

退職手当の調整額は支給しない。

#### 《例3》 退職手当の調整額の計算

教諭(大学4卒)の場合			月数	年月	校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分			職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分
10%	37.11	6号	1	R7.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R7.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R7.1	20%		3号
⋮					⋮		
10%	37.00	6号	12	R6.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R6.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R6.2	15%	3種	4号
⋮					⋮		
10%	33.01	7号	59	R2.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	R2.4	15%	4種	4号
10%	36.10	7号	61	R2.3	15%	5種	5号

#### 教諭の場合

6号 36月×32,500円 = 1,170,000円  
 7号 24月×27,100円 = 650,400円  
 合計 60月 1,820,400円

#### 校長の場合

3号 12月×59,550円 = 714,600円  
 4号 48月×54,150円 = 2,599,200円  
 合計 60月 3,313,800円

- 経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」による年月数で、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。

## 「退職手当の簡易計算シート」を御利用ください。

「現時点の退職手当額を知りたい。」、「今後の働き方の検討資料にしたい。」、「自分で退職手当額を計算したい。」といった御要望を受け、ご自身の情報を基に、簡単に自分で退職手当額の簡易試算ができる Excel シートです。

ライフプランの検討や退職手当の額の規模感を掴みたい場合などに御活用ください。

#### 掲載場所

- ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/tais yokugaido.html>

- デスクネット 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職手当の簡易計算シート

(表2) 退職手当の調整額適用表

調整額		行政職		教育職		研究職		医療職(二)		技能労務職										
		H18.4.1		級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	H18.4.1						H25.4.1以降				
		以前	以後							以前			以後							
区分	調整月額									級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲			
第1号	70,400		10																	
第2号	65,000	11	9																	
第3号	59,550	10	8	4	職務段階加算 20%	5	特別調整額 20%(2種)													
第4号	54,150	9	7	4	職務段階加算 15% かつ、特別調整 額14%以上 (3種又は4種)	5	特別調整額 16%(3種)													
第5号	43,350	8	6	4	上記以外の者	5	上記以外の者	7												
				3	職務段階加算 15%			6												
第6号	32,500	7	5	3	上記以外の者	4		5	特別調整額 12%(5種) 以上											
				特2	経験年数26年以 上(大学4卒)															
				2	かつ、経験年数 35年以上 (大学4卒)															
第7号	27,100	6	4	特2	上記以外の者	3		5	上記以外の者	3	9号給以上		3	33号給以上			5			
				2	職務段階加算 10% (経験年数26年 以上35年未満 (大学4卒))															
第8号	21,700	5		2	職務段階加算 5% (経験年数9年 以上26年未満 (大学4卒))	2	-	4		3	8号給以下		3	32号給以下			4			
		3										2	7号給以上			53号給以上				
		4		1	職務段階加算 5% (経験年数14年 以上(大学4卒))			2	-	2			1	17号給以上 52号給以下	当該号給 の在職期 間120月超		3			
										1	14号給以上	当該号給 の在職期 間120月超		57号給以上	当該号給 の在職期 間120月超		3			
第9号	0	3	2	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	4号給以上 6号給以下	上記以外 の者	2	17号給以上 52号給以下	上記以外 の者		3			
		2									3号給以下			16号給以下			2			
		1	1	1		1		1		1	4号給以上 6号給以下	上記以外 の者	1	57号給以上	上記以外 の者		2			
											14号給以上			56号給以下			1			

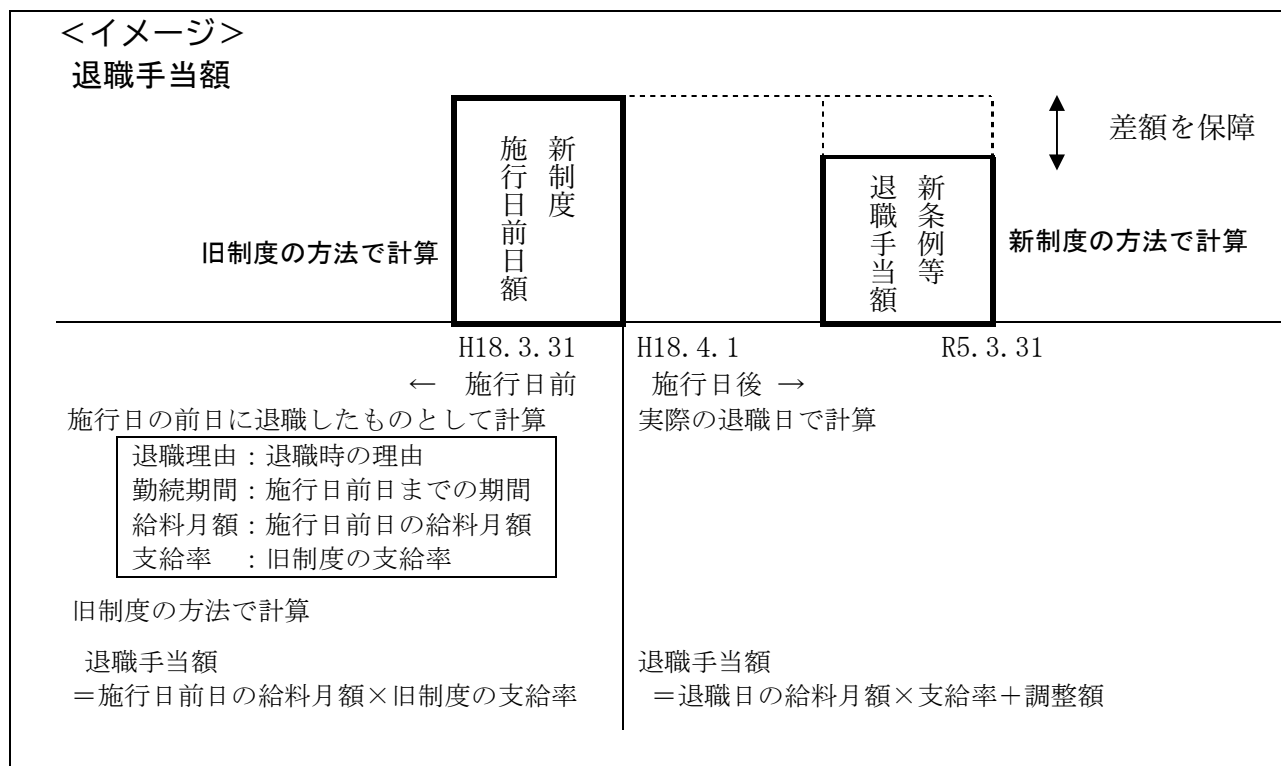
経験年数は、大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校卒の場合は4年加える。

## (4) 経過措置

### ア 新制度の施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

退職手当額が、新制度の施行日前日である平成 18 年 3 月 31 日に、同じ理由で退職したと仮定して計算した額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

$\boxed{\text{新制度施行日前日額}} > \boxed{\text{新条例等退職手当額}} \rightarrow \text{新制度施行日前日額を保障}$   
 (H18.3.31 時点の給料月額) × (H18.3.31 までの期間に対応する支給率)



### イ 育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が 1 歳に達する日までの育児休業に係る期間の 1 / 3 に相当する期間を除算します。

新制度施行日前日額は、旧制度で計算するため 1 / 2 に相当する期間を除算します。

育児休業期間(1 歳まで)の除算
 

{	新条例等退職手当額 → 1 / 3 除算
	新制度施行日前日額 → 1 / 2 除算

## (5) 定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ定年を引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

令和 6 年度末退職者の定年年齢は、原則 61 歳です。

60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

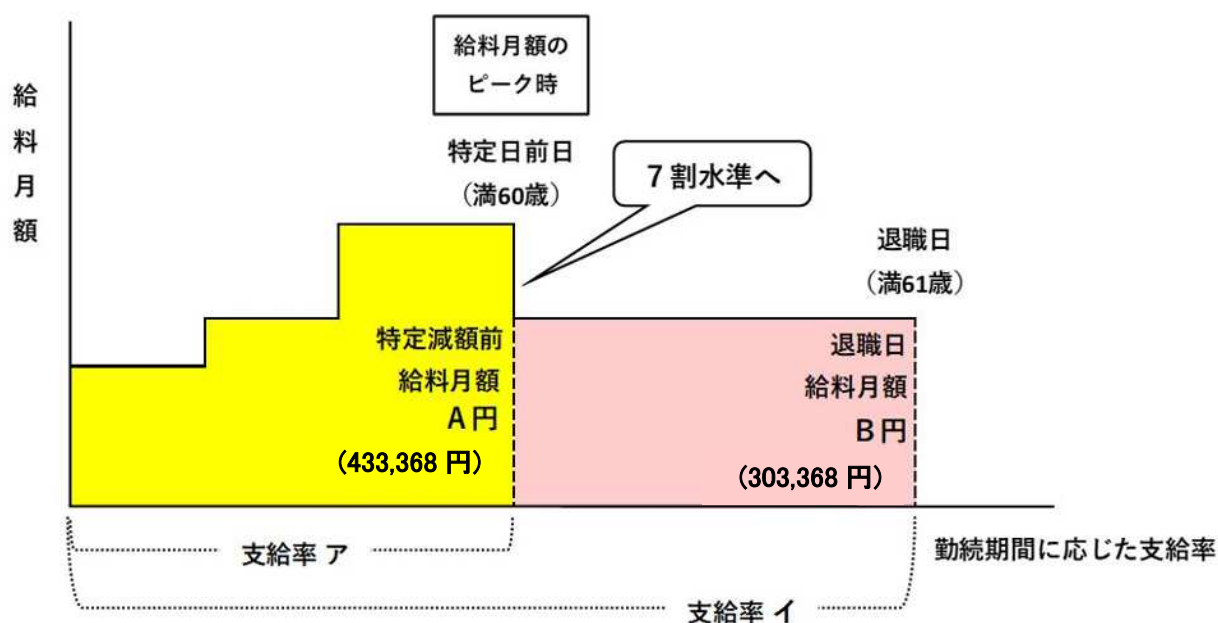
年度	定年年齢
令和 4 年度まで	60 歳
令和 5 年度～6 年度	61 歳
令和 7 年度～8 年度	62 歳
令和 9 年度～10 年度	63 歳
令和 11 年度～12 年度	64 歳
令和 13 年度以降	65 歳

職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日(特定日)以後、7 割水準の給料月額となる場合は、退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

《例 4》小学校 教諭(大卒 22 歳採用者)が満 61 歳の 3 月 31 日に退職した場合

特定日前日の給料月額 433,368 円 …小中教育職 2 級 161 号給  
 勤続期間：38 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職  
 退職日の給料月額 303,368 円 …小中教育職 2 級 161 号給の 7 割水準  
 勤続期間：39 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職

$$\begin{aligned} \text{基本額} &= A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) \\ &= 433,368 \text{ 円} \times 47.709 + 303,368 \text{ 円} \times (47.709 - 47.709) = 20,675,553 \text{ 円} \end{aligned}$$



支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35 年」以上は一定のまま変わらない。  
 計算例のため、実際の支給額とは異なります。

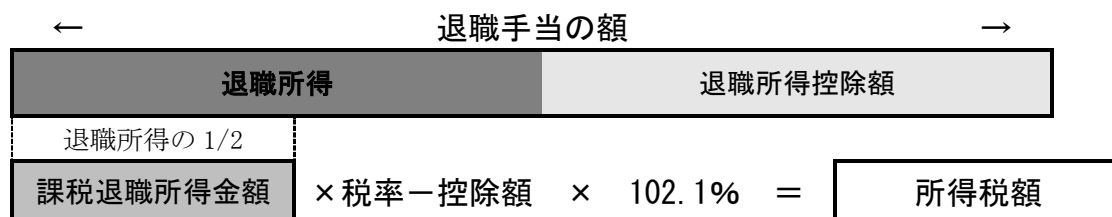
### 3 所得税・住民税等の控除

#### (1) 所得税(復興特別所得税を含む)

退職手当は、他の所得と区別して所得税が課税され、源泉徴収されます。

税額は、退職手当額から(表3)退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、(表4)の税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。

$$\text{所得税額(1円未満切り捨て)} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$



《例5》退職手当額 23,597,096 円、勤続年数 37 年の場合

$$89,133 \text{ 円} = (1,848,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$$

◎課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満切り捨て)

$$1,848,000 \text{ 円} = (23,597,086 \text{ 円} - 19,900,000 \text{ 円}) \times 1/2$$

(表3) 退職所得控除額表 (一般退職の場合)

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

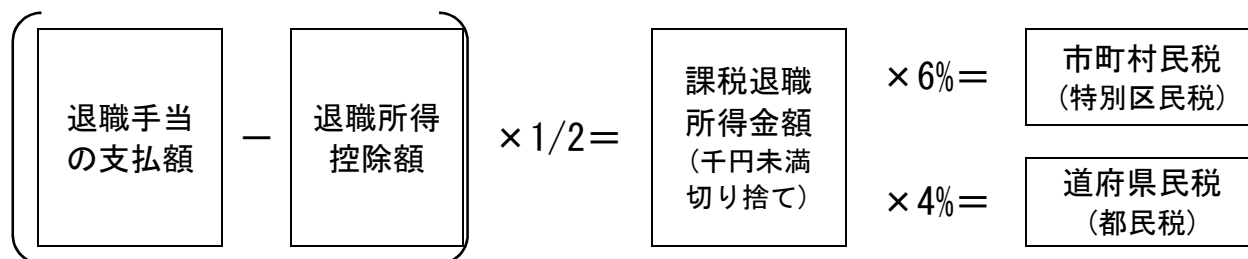
(表4) 所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円



## (2) 住民税（市町村民税及び県民税）

退職手当の支払額から退職所得控除額を差引いた後の金額に 1/2 を乗じた額が課税退職所得金額です。税率は、市町村民税(特別区民税)は 6%、道府県民税(都民税)は 4% です。各税額の 100 円未満は切り捨てます。



### 《例6》住民税の計算例

課税退職所得金額 1,848,000 円	×	市町村民税(6%)	=	110,800 円
	×	都道府県民税(4%)	=	73,900 円

## (3) 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

毎月の給与から控除される住民税は、住民税の年額を毎年6月から翌年5月まで分割したものです。退職に当たり、4月・5月分は退職手当から一括して控除されます。

### 退職後の住民税について

退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

税額は、前年の所得から計算されますので、退職の翌年度は現職時と同程度の額が予想されます。その翌年度は、退職後1年目の所得から税額が計算されます。

## (4) 共済組合貸付金等の償還

退職時に貸付金の償還未済額がある場合は、全額を一括して控除します。地方公務員共済組合の貸付金も同様です。

## 4 請求手続き



退職手当を受給するには、「退職手当の受給申出書」の提出が必要です。詳しい手続きは、例年11月下旬に所属所に通知しますので、事務担当者に御確認ください。

### (1) 提出書類

退職手当は、本人の請求に基づいて支給されます。年度末は多数の退職者があるため、あらかじめ書類提出について通知しますので、事務担当者に御確認ください。

全員提出する書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合は、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込先口座の預金通帳の写し	金融機関名、口座番号、名義の記載部分
エ 履歴書	A4版・長辺縦じ印刷、長辺の左上一箇所をホチキス止め、奥書証明を付したものの

該当する場合に提出する書類	備考
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 第2号会計年度任用職員勤務証明書 ケ 任用期間に係る出勤簿の写し	

### (2) 退職手当の支給通知など

年度末退職者の退職手当は、例年4月上旬に支給予定です。退職手当支給通知書を、退職手当の受給申出書に記載の住所に送付しますので、退職手当額や支給日を御確認ください。

また、同封の退職所得の源泉徴収票は、年金請求手続きに必要な場合があることから大切に保管してください。

## (参考) 退職手当の計算例

1 退職時年齢	61 歳	昭和 38 年 10 月 1 日生 …定年退職
2 勤続期間	37 年	昭和 61 年 5 月 1 日～昭和 62 年 3 月 31 日 講師 昭和 62 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 小学校教諭 平成 2 年 9 月 25 日～平成 4 年 12 月 4 日 休職 2 年 2 月 39 年 11 月－(2 年 2 月×1/2) = 37 年 11 月 (1 年未満切捨て)
3 退職時の給料月額	303,368 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)
4 特定減額前給料月額に係る減額日前日の給料月額	433,368 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)
5 支給率	上記3)47.709…① 上記4)47.709…②	(表1)支給割合(改正後)から 勤続年数 35 年以上、退職事由:定年
6 退職手当の基本額(ピーク時特例なし)	14,473,383 円	退職時の給料月額×基本額 303,368 円×47.709 …勤続期間35年以上は同一
7 退職手当の基本額(ピーク時特例あり)	20,675,553 円	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 4×5の② 433,368 円×47.709=20,675,553.9120 イ 特定減額前給料月額に係る減額日から退職日までの額 3×(5②－5①)=303,368 円×(47.709－47.709)=0 ア+イ=20,675,553 円
8 退職手当の調整額	1,885,200 円	経験年数 39 年(経験年数=在職期間と仮定) 最終学歴 大学4年 6号区分 48 月×32,500 円=1,560,000 円 7号区分 12 月×27,100 円= 325,200 円
9 退職手当の額	22,560,753 円	6又は7に8を加算した額で最も高い額 6+8= 16,358,503 円 7+8= 22,560,753 円